

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第6準備書面

2025（令和7）年4月24日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕 介

同 弁護士 伊 藤 建

同 弁護士 佃 克 彦

（連絡担当）同 弁護士 堀 田 有 大

原告は、2025年1月31日付け準備書面(2)に対し、次のとおり認否及び反論を行う。略称は従前の例に従う。

目 次

第 1	被告の主張に対する認否及び反論	5
1	「第 2 本件除名処分に至る経過について」 (2 頁～14 頁) に対する認否及び反論	5
(1)	「1 除名処分の対象となった原告の言動」 (2 頁～9 頁) ..	5
(2)	「2 規約に基づく調査」 (9 頁～12 頁)	10
(3)	「3 本件除名処分の決定・承認」 (12 頁～13 頁)	11
(4)	「4 再審査に係る手続について」 (13 頁～14 頁)	11
2	「第 3 本件除名処分に係る手続が適法であること」 に対する認否及び反論 (14 頁～21 頁)	13
(1)	「1 本件除名処分に関する被告の規約の規定」 (14 頁～16 頁)	13
(2)	「2 被告の京都南地区委員会常任委員会が規約第 50 条の「特別な事情」があるとして、本件除名処分を行ったことは規約上適正であること」 (16 頁～17 頁)	14
(3)	「3 原告には意見表明の機会が付与されていたこと」 (17 頁～20 頁)	15
(4)	「4 再審査手続に関する違法は一切認められないこと」 (20 頁～21 頁)	17
(5)	「5 まとめ」 (21 頁)	18

3 「第4 本件除名処分の要件に関する原告の主張に対する認否・反論」(22頁～25頁)	18
(1) 「1 訴状「第3・4」の主張に対する認否・反論」(22頁～25頁)	19
(2) 「2 訴状第4、3(本件除名処分による原告の手続的利益等の侵害)について」(25頁)	21
第2 本件除名処分の手続の違法性に関する原告の反論	21
1 規約の手続規定と共産党袴田事件最判との関係	21
2 支部が行うべき除名処分を特別な事情もないのに地区委員会が行ったこと(規約50条)に係る違法	22
(1) 被告の主張の要旨	22
(2) 本件では「特別な事情」は認められず、被告の主張は失当である	23
3 意見表明手続(規約55条前段、5条10項)に係る違法	24
(1) 被告の主張の要旨	24
(2) 被告は原告に対してのみ権利告知を行っておらず、被告の主張は失当である	25
4 再審査手続(規約55条後段)に係る違法	25
(1) 被告は再審査手続を場当たりのに行い、本件再審査では虚偽の説明を行った	25

(2) 中央委員会が党大会に成り代わって実施した本件再審査の手續は 違法である	27
第 3 本件除名処分の要件該当性に関する被告の主張に対する反論...	32
1 被告は要件の意義も主要事実や評価根拠事実を明らかにしていない	32
2 本件除名処分それ自体が公序良俗に反する	33
3 規約 5 条 5 項 4 文は無効である	33
4 規約 3 条は党员には適用されない	34
5 本件各規約の処分要件を満たさない	35
(1) 被告は処分要件の意義を明らかにしていない	35
(2) 5 条 5 項に該当しない	35
(3) 結論	37

第 1 被告の主張に対する認否及び反論

1 「第 2 本件除名処分に至る経過について」(2 頁～14 頁)に対する認否及び反論

(1) 「1 除名処分の対象となった原告の言動」(2 頁～9 頁)

ア 「(1) 原告が週刊誌等を通じて行った諸発言」(2 頁～3 頁)

(ア) 「ア (産経新聞)」

認める。なお、乙第 2 号証は 10 月 11 日付けではなく、12 日付けである。

(イ) 「イ (毎日新聞「政治プレミア」)」

第 1 段落は認める。

第 2 段落は原告が当該主張をしたとの限りで認め、その余は否認する。被告に対し安保廃棄及び自衛隊違憲論の放棄を求めたものではない。

(ウ) 「ウ (論座)」

第 1 段落は認める。

第 2 段落のうち、原告が党首選に自ら立候補すると決意した理由を論じていること、原告が記事(乙 6・5 頁)において「共産党の基本政策は『安保廃棄・自衛隊解消』のまま」であって「国際社会の常識、国民意識の常識から外れている」と記述したこと、原告が同記事において『核抑止抜きの

専守防衛』と記載したことは認め、その余は否認する。同記事で原告が指摘しているが「マルクスも戦後の日本共産党も、基本政策として自衛を重視することと、将来の理想として軍隊のない社会を目指すことは矛盾しないと考えていた」こと（乙6・5頁）、被告の「安保廃棄・自衛隊解消」は直ちに実現を求めていること（本件書籍（甲1）223頁）から、『安保廃棄・自衛隊解消』を共産党の基本政策とする「党の決定」はない（後述第3．5(2)イ参照）。

原告は、小池、田村、田中氏については「これらの人が党首になりたいと思っても、選挙にはならないのではないか。」、「誰かが出馬したとしても、争うべき政策や方針のない選挙となって、選挙としては意味がなくなる」と述べているのであり（乙4の第3頁）、小池、田村、田中氏が公選制に立候補しないと論じていない。

自身の立候補については、「もし共産党が党首公選を実施するならば、私には立候補する資格だけはあるのではないか。他の人にはなくとも、私にはある。」と少なくとも自身には立候補の資格があると述べているにすぎず（乙4の第3頁）、自身だけに立候補の資格があると論じてはいない。そもそも、被告の規約には「党首公選制を禁止する」と定められておらず、「中央委員会は、……幹部会委員長……を選出する」（規約23条）と規約で定められているとしても、規約3条3項は「すべての指導機関は、選挙によってつくられ

る」、規約 5 条 3 項は「党内で選挙し、選挙される権利がある」と規定していることから、党首公選制を採用することは規約上も十分可能であるし、党首公選制が採用されていなくとも部会委員長を選出する権限を有する中央委員会（規約 23 条）に対して立候補することは可能である（後述第 3. 5 (2)ア参照）。

党中央の運営システムについても、「運用を間違うと」パワハラを生み出しかねない可能性に満ちていると、留保した上で論じている（乙 5 の第 3 頁）。

被告が党首公選制を採用し、自らが立候補することは、「核抑止抜きの専守防衛」政策に限ったものではなく、いろいろな考えの人たちの中で率直に議論を交わし、共通の道筋を見出していくべきとの文脈の中で論じたに過ぎない（乙 6 の第 7 頁）。

第 3 段落は認める。

イ 「(2)本件書籍の出版と記者会見（2023 年 1 月 19 日）」
（3 頁～7 頁）

(ア) 「ア」、「イ 「党首公選制導入」について」及び「ウ 「核抑止抜きの専守防衛」について」

認める。なお、被告は『シン・日本共産党宣言』（甲 1）を引用しているが、脱字があるものを摘示する。

「…日米安保条約の堅持と専守防衛」（５頁「○自衛隊活用は共産党の基本政策ではない」の第１段落）は、正しくは「…日米安保条約の堅持と自衛隊の専守防衛」である。

「…自衛隊違憲解消なのである。」（６頁「○綱領の枠内の政策でもある」）は、正しくは「…自衛隊違憲解消なのである（ただちに実現を求めないとはいえ）。」である。

(イ) 「エ 小括」

第１段落は否認ないし争う。原告は、被告が異論の存在を許しているにもかかわらず、それが可視化されていないのが問題であると主張したものである。

第２段落は認める。

ウ 「(3) 共産党批判の書３冊（『シン・日本共産党宣言』を含む）の同時発売」（７頁～８頁）

第１段落及び第２段落は認める。

第３段落のうち、「志位委員長への手紙」がかもがわ出版の出版であること、原告がかもがわ出版の編集主幹であることは認め、その余は不知。

第４段落は認める。なお、同時期に関連する複数の著作を出版することは、出版業界における慣行である。

エ 「(4) 原告の言動に対する批判と警告（２０２３年１月２１日・藤田論文）」（８頁～９頁）

第１段落は認める。

第２段落のうち、藤田論文が赤旗編集局次長の肩書きを付した論文であること、被告の機関紙である「しんぶん赤旗」に掲載された論文であることは認め、その余は不知。

第３段落ないし第６段落は認める。

第７段落は原告が当該権利を行使しなかったとの限りで認め、その余は否認ないし争う。原告は被告支部内で意見を出しているほか、被告の政治・外交委員長とも２か月に１度、党首公選問題についても議論していた。

第８段落ないし第１０段落は認める。

第１１段落のうち、原告の主張する核抑止抜き専守防衛が当該政策であること、被告が原告に対し「綱領を真剣に学んだ」ものでないとの批判を行ったとの限りで認め、その余は否認ないし争う。

第１２段落は認める。

第１３段落のうち、原告が当該主張をしたことは認め、その余は争う。原告は議論を興した上で藤田論文を受け止めている以上、同論文を真摯に受け止めている。

(2) 「2 規約に基づく調査」 (9 頁～12 頁)

ア 「(1)」 (9 頁～10 頁)

原告に対する調査を京都南地区委員会が行ったとの限りで認め、その余は不知、否認ないし争う。

イ 「(2)」 (10 頁)

第1段落は、被告が、支部委員に対し架電したとの限りで認め、その余は不知ないし否認する。

第2段落は認める。

第3段落は不知。

ウ 「(3)」 (10 頁)

認める。

エ 「(4)」 (10 頁～11 頁)

第1段落ないし第3段落は認める。ただし、意見を述べたのは規約第54条のききとりに対するものである。

第4段落は認める。

第5段落は否認する。原告は被告支部内で意見を出しているほか、被告の政治・外交委員長とも2か月に1度、党首公選問題についても議論していた。

第6段落は認める。前述のとおり、同時期に同種の複数の著作を出版することは、出版業界における慣行である。

第7段落は認める。

オ 「(5)」 (11頁～12頁)

認める。ただし、原告は意見を述べる意思を表明しなかったのではなく、できなかったのである。そもそも被告が、規約第55条に「処分をうける黨員に十分意見表明の機会をあたえる」とあるにも関わらず、当該機会を原告に与えなかったからである。

(3) 「3 本件除名処分の決定・承認」 (12頁～13頁)

ア 「(1)」 (12頁)

認める。ただし、前述のとおり、原告は意見を述べる意思を表明しなかったのではなく、被告がその機会を与えなかったことにより、できなかったのである。

イ 「(2)」 (12頁)

認める。

ウ 「(3)」 (12頁)

不知。ただし、積極的に争うものではない。

エ 「(4)」 (13頁)

認める。

(4) 「4 再審査に係る手続について」 (13頁～14頁)

ア 「前文」 (13頁)

認否の対象ではないため除外する。

イ 「(1)」 (1 3 頁)

認める。

ウ 「(2)」 (1 3 頁)

不知。

エ 「(3)ないし(7)」 (1 3 頁～1 4 頁)

認める。

オ 「(8)」 (1 4 頁)

被告が再審査請求を却下するとの決定を行ったことは認め、その余は不知ないし争う。原告が提出した再審査請求書は20万文字以上に及ぶものであり、当日中に時間をかけ、慎重に審査することはおろか、読み切ることすら困難である。なお、原告は、被告が慎重に審査できるよう、2ヶ月以上前に提出している。

カ 「(9)」 (1 4 頁)

認める。

キ 「(10)」 (1 4 頁)

否認する。神奈川県の大議員が除名に異論を唱えていたほか、そもそも、異議がある場合に唱えられるような運営がなされていない。

ク 「(11)」 (1 4 頁)

認める。

2 「第 3 本件除名処分に係る手続が適法であること」に対する認否及び反論 (1 4 頁～ 2 1 頁)

(1) 「 1 本件除名処分に関する被告の規約の規定」 (1 4 頁～ 1 6 頁)

ア 「(1) 規約の規定及び解釈に関し、自律性があること」 (1 4 頁～ 1 5 頁)

第 1 段落は被告が当該主張をしているとの限りで認める。

第 2 段落は争う。

イ 「(2) 被告の規約における除名に関する手続き」 (1 5 頁～ 1 6 頁)

(ア) 「ア処分に関する手続き (本件除名処分の実体要件に関しては後述する)」

認める。

(イ) 「イ再審査に関する手続」

第 1 段落ないし第 3 段落は認める。

第 4 段落のうち、被告が再審査について「処分に関する規定を準用する」との規定を置いていないこと、再審査自体を「処分」とみなすとする規定もないことは認め、その余は争

う。被告の主張は、再審査が、処分を規定する規約の第8章に規律されていることならびに処分を不服として求めた再審査が処分に該当しないとするものであり、到底認められるものではない。

第5段落は否認する。被告は、除名の再審査を行うのは党大会か中央委員会に限るとする1982年の規約の改正以降、除名処分の再審査を、一度も大会で行っていない以上、再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続を定めるという運用は行われていない。

(2) 「2 被告の京都南地区委員会常任委員会が規約第50条の「特別な事情」があるとして、本件除名処分を行ったことは規約上適正であること」(16頁～17頁)

ア 「(1)」(16頁～17頁)

第1段落のうち、京都南地区常任委員会が原告について調査及び処分を行ったとの限りで認め、その余は不知。

第2段落のうち、原告が記事に登場、出版、記者会見を行ったとの限りで認め、その余は争う。

第3段落は否認ないし争う。原告は被告の規約、綱領、諸決定を遵守した上で、被告の基本政策の変更を求めたに過ぎない。その内容も、綱領が安保廃棄前の段階を設けているにも関わらず、当該段階での安保問題についての基本政策が存在して

いないことから、当該内容を提起したものであり、いわば綱領を具体化したものである。

第4段落は争う。

イ 「(2)」 (17頁)

第1段落は認める。

第2段落のうち、規約第50条に支部の同意が要件とされていないとの限りで認め、その余は争う。

(3) 「3 原告には意見表明の機会が付与されていたこと」 (17頁～20頁)

ア 「(1) 規約上の手続保障について」 (17頁～18頁)

認める。

イ 「(2) 規約第55条について」 (18頁)

第1段落は認める。

第2段落は否認ないし争う。被告が行ったのは規約第55条の意見表明の機会を与えるものではなく、同第54条の本人の訴えのききとりである(甲28)。

ウ 「(3) 規約第5条10項について」 (18頁～20頁)

(ア) 「ア」

規約第5条10項に当該記載があること、処分の決定がなされる会議に出席し意見を述べることができる権利の告知に

関して規定が無いとの限りで認め、その余は争う。規約第5条は「処分を受ける党员に十分意見表明の機会を与える」と規定しており、告知をしないことは意見表明の機会を与えていないこととなり、同条に違反していることは明らかである。

(イ) 「イ」

原告が当該権利を行使しなかったとの限りで認め、その余は争う。

a 「(ア)」

第1段落は認める。

第2段落は否認する。

第3段落は原告が当該発言をしているとの限りで認め、その余は否認ないし争う。原告が「規約のその条項は私も熟知しています」と言及しているのは、第5条第6項である。

第4段落及び第5段落は否認ないし争う。

b 「(イ)」

第1段落は争う。

第2段落は認める。

第3段落は否認する。

第4段落は認める。

第5段落は不知。

c 「(ウ)」

第1段落は否認する。

第2段落は争う。

エ 「(4) 規約第50条について」 (20頁)

第1段落は認める。

第2段落は争う。

オ 「(5) 規約第55条について」 (20頁)

第1段落は認める。

第2段落は争う。

(4) 「4 再審査手続に関する違法は一切認められないこと」 (20頁～21頁)

ア 「(1) 規約第55条後段の内容」 (20頁)

認める。

イ 「(2) 被告第29回党大会における再審査手続について」
(20頁～21頁)

第1段落は認める。

第２段落は否認ないし争う。被告は、除名の再審査を行うのは党大会か中央委員会に限るとする１９８２年の規約の改正以降、除名処分の再審査を、一度も大会で行っていない以上、再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続を定めるという運用は行われていない。

第３段落は不知。

第４段落のうち、被告が、再審査請求を却下するとの決定を行ったとの限りで認め、その余は不知ないし否認する。２日目の討論では神奈川県の大議員が登壇し、原告の除名処分に異議を唱えている。現に、最終日には被告の田村副委員長（当時）が結語において、同大議員の異議を取り上げ、「発言内容は極めて重大である」、「発言者の姿勢に根本的な問題がある」、「あまりにも大員としての主体性を欠き、誠実さを欠く発言だ」と言及している。

第５段落のうち、第１文は認める。第２文は否認する。被告において、大会大議員が拍手により大会幹部団の決定を承認するとの運用はなされていない。

第６段落は争う。

(5) 「５ まとめ」（２１頁）

争う。

３ 「第４ 本件除名処分の要件に関する原告の主張に対する認否・

反論」(22頁～25頁)

(1) 「1 訴状「第3・4」の主張に対する認否・反論」(22頁～25頁)

ア 「(1)ないし(4)」(22頁～23頁)

認否の対象ではないため除外する。

イ 「(5) 『本件各規約の処分要件を満たさない』について」
(23頁～25頁)

(ア) 「ア 『3条4項(分派活動)には該当しない』について」及び「イ 『5条2項(等に敵対する行為)には該当しない』について」

認否の対象ではないため除外する。

(イ) 「ウ 『5条5項(党の決定に反する意見の公表)に該当しない』について」

a 前文

認否の対象ではないため除外する。

b 「(ア) 『党首公選制』について」

第1段落のうち、第1文及び第2文は認める。第3文は不知。

第2段落のうち、第1文は認める。第2文は否認ないし争う。前述のとおり、原告は被告支部内で意見を出してい

るほか、被告の政治・外交委員長とも2か月に1度、党首公選問題についても議論していた。

第3段落のうち、原告が当該主張をしていること、規約が党首公選制をとっていないとの限りで認め、その余は否認ないし争う。

c 「(イ) 安保・自衛隊政策（『核抑止抜きの専守防衛論』）について」

第1段落は認める。

第2段落は否認ないし争う。被告が現在の綱領を定めた2004（平成16）年以降、大会は合計7回開催されているが、安保廃棄及び自衛隊違憲が基本政策とされたのは原告の除名処分を決定した第29回党大会が初めてである。また、前述のとおり、被告は2004（平成16）年に綱領を改定し、日米安保条約廃棄前の段階を設けることが綱領の見地となったが、当該段階の政策が具体化されていなかった。原告は、その段階ではどういう政策をとるべきかを提起しているものであって、綱領と大会決定に反するどころか、それを具体化しようとするものである。

(エ) 「エ 『党と国民の利益を著しくそこなうとき』にも該当しないについて」

認否の対象ではないため除外する。

ウ 「(6) 『規約49条、54条違反』」（25頁）

認否の対象ではないため除外する。

エ 「(7) 『5 小括』について」 (25頁)

認否の対象ではないため除外する。

(2) 「2 訴状第4、3(本件除名処分による原告の手続的利益等の侵害)について」 (25頁)

第1段落は認否の対象ではないため除外する。

第2段落は争う。

第2 本件除名処分の手続の違法性に関する原告の反論

1 規約の手続規定と共産党袴田事件最判との関係

(1) 被告は、被告準備書面(2)14頁・第3の1(1)において、政党に認められる「自主性・自律性」から、「政党が除名に関する処分につき、どのような手続を定めるかについても、自律性が認められるべきであり、裁判所はこの自律的な手続を尊重しなければならない。」などと述べる。

(2) しかし、共産党袴田事件最判は、手続規定違反に係る司法審査につき、「処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって消すべき」であるとしており、公序良俗、条理、適正な手続(適正手続)といった、司法権を担う裁判所が判断可能であり判断すべ

き内容の審査をする旨の判断枠組みを提示している。

したがって、上記の被告の主張における「自律的な手続を尊重」ということが何を意味するのか明らかではないものの、いずれにせよ、裁判所は、被告の手続規定の運用についていわゆる裁量（手続裁量）を認めることを前提とする司法審査をすべきではなく、客観的・具体的な事実関係に照らして判断代置的審査をすべきものというべきである。

以上より、原告としては、そもそも共産党袴田事件最判は判例変更されるべきと主張しているところではあるが（訴状 9 頁）、仮に同最判を前提とした場合であっても、被告の述べるとおり「裁判所はこの自律的な手続を尊重しなければならない」という主張は失当であり、上記のと通りの判断代置的審査がなされるべきである。

2 支部が行うべき除名処分を特別な事情もないのに地区委員会が行ったこと（規約 50 条）に係る違法

(1) 被告の主張の要旨

被告は、支部が行うべき除名処分を「特別な事情」（規約 50 条第 2 文）もないのに地区委員会が行ったことに係る違法性の点につき、規約 5 条（二）（「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない。」）違反及び同条（五）（「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合もその決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない。」）違反があることなどを理由に、かか

る「特段の事情」があると認定し（被告準備書面(2) 17頁・第3の2(2)）、また、「支部の同意は要件とされていない」（同17頁・第3の2(2)）から原告の所属する支部あるいは支部委員会の同意がなくても問題はない旨の主張をしている。

(2) 本件では「特別な事情」は認められず、被告の主張は失当である

ア 規約5条（二）違反及び同条（五）違反は認められない

しかし、規約5条（二）違反及び同条（五）違反は、それぞれ認められるものではない（訴状33～37頁）。なお、被告はそれぞれの文言の意味するところについて明確化を避けており、どのような場合に各規定に違反するのもも漠然不明確というほかない。

イ 支部あるいは支部委員会の同意の有無が重要な考慮要素となる

また、規約50条第2文は、党員に対する処分権限は、原則として、当該党員が所属する党の基本的組織（規約38条）たる支部の権限であるにもかかわらず、これを強制的に地区委員会等に移譲させるという例外的な規定であり（訴状16～17頁）、規約54条が「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。」と定めていることに照らしてみても、「特別な事情」（規約50条）という手続規定の要件は、限定的・制限的に解釈適用されるべきである（訴状17頁）。

さらに、これまでの実際の規約の運用では、上級機関が支部を飛び越えて処分をするのは、支部が崩壊している場合などに限られてきたのであるから、規約に支部の同意について特段の規定がな

い趣旨は、特定の支部が崩壊している場合には当該支部の同意を得られるわけがなく書く必要性がないからと解するのが合理的である。

ゆえに、本件のように、支部が崩壊していない場合においては、「特段の事情」の有無の判断において、除名処分等を行うことについての被処分者の属する支部あるいは支部委員会の同意の有無が重要な考慮要素となるものというべきである。

ウ 小括

したがって、本件除名処分については、原告の所属する支部・支部委員会の同意は得られていないのであるから、支部が行うべき除名処分を特別な事情もないのに地区委員会が行ったこと（規約 50 条）に係る違法があるというべきである。そして、その違法性の程度は適正手続に反する重大なものであるから、本件除名処分は公序良俗（民法 90 条）に反する違法無効なものである。

3 意見表明手続（規約 55 条前段、5 条 10 項）に係る違法

(1) 被告の主張の要旨

被告は、意見表明手続（規約 55 条前段、5 条 10 項）に係る違法性の点に関し、処分を受ける党员は、「処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見を述べることができる」（規約 5 条 10 項）が、この党员の「権利の告知に関しては、規約に規定がないことから、処分を行う機関が、この権利を被処分者に告知する義務はない」（被告準備書面(2) 17 頁・第 3 の 3 (3)）とし、また、原告が本件

除名処分の会議と日時を知っていたことから、この「権利が行使可能な程度に、会議の開催日及び場所につき情報提供されていたことは明らかである。」（同 20 頁(3)イ（ウ））などとし、規約 5 条 10 項違反はないと主張する。

(2) 被告は原告に対してのみ権利告知を行っておらず、被告の主張は失当である

しかし、被告は、これまで他の黨員（袴田里見氏、鈴木元氏）に対しては権利の告知を行ってきたにも関わらず（訴状 20～21 頁）、原告に対してのみ権利告知を行わなかったのであるから、原告に対してのみ不合理な不平等取扱いを行ったものというべきである。そして、規約 54 条（「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。」）も併せ鑑みると、意見表明手続（規約 55 条前段、5 条 10 項）の趣旨を没却する運用を行ったものというべきであり、実質的に規約 55 条に定める意見表明の機会が原告に与えられたものということとはできないから、規約 55 条前段、5 条 10 項に係る違法があるというべきである。

そして、その違法性の程度は適正手続に反する重大なものであるから、本件除名処分は公序良俗（民法 90 条）に反する違法無効なものである。

4 再審査手続（規約 55 条後段）に係る違法

(1) 被告は再審査手続を場当たりのに行い、本件再審査では虚偽の

説明を行った

被告は、再審査手続（規約 5 5 条後段）に係る違法の点につき、「再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続きを定めるという運用を行ってきた。」（被告準備書面(2) 2 1 頁・第 3 の 4 (2)）と主張する。つまり、被告は、再審査手続の運用が前例を踏襲するような一貫性のあるものではなく、その都度、再審査を受けた機関が場当たりの的に行ってきたものであることを自白している。

また、被告は、除名の再審査を行うのは党大会か中央委員会に限るとする 1 9 8 2 年の規約の改正以降に実施された第 2 9 回大会（2 0 2 4 年 1 月）において、山下中央委員会幹部会副委員長をして「除名処分をされた者が大会に除名処分の再審査を求めた例は過去にもあるが、その際にも大会幹部団の責任で再審査を行い、その結果を大会に報告するという対応を行っており、今回もこれまでの対応を踏襲することとした。」と大会代議員らに説明をした。しかし、そもそもこのような前例は再審査手続が設けられてから存在しなかったものであって、上記の被告の主張とも異なるものであるから、この説明は、虚偽あるいは事実と反するものであった。

そして、被告は、以上のような場当たりの運用の一つとして、原告に対する本件除名処分の再審査手続につき、「被告第 2 9 回党大会は、同大会の運営や議事進行にすべての責任を持つ『大会幹部団』が大会代議員により選任され……、大会幹部団は、原告による再審査請求書を党大会として受理し、同幹部団が審査することを決定」

し、「大会幹部団会議において時間をかけ、慎重に審査」した結果、再審査請求を「却下」するとの決定を行い、その上で、山下中央委員会幹部会副委員長が、大会会場で、大会幹部団を代表して、同決定をしたことを「報告し、承認を求め」、これに対して、「大会代議員で異議を唱える者はおらず」、大会代議員が「拍手」により同決定を「承認」したことなどから、本件除名手続に係る再審査手続には不適正な点はないなどと述べている（被告準備書面(2) 21頁・第3の4(2)）。

(2) 中央委員会が党大会に成り代わって実施した本件再審査の手続は違法である

ア 党大会の再審査を実質的に中央委員会が行うことは違法である

しかし、そもそも、規約55条において「党大会」という党の機関・組織が行うとされる再審査手続につき、実質的に別の党の機関・組織すなわち「中央委員会」（規約第4章・20条）等が党大会に代わって再審査を実施するようなことは、条理に照らし、適正手続に反するものというべきである。

イ 本件除名処分の再審査は中央委員会が党大会に成り代わって実施したものである

これを本件除名処分についてみると、本件除名処分を再審査した大会幹部団の当時の役職は次のとおりであるところ、21名すべての者が党の「中央委員会」の中の組織である「中央委員会幹部会」（規約24条、約50名で構成される）のメンバーであり、か

つ、その過半数（１５名）が中央委員会「常任幹部会」（同条、約２０名で構成される）の委員であった（志位和夫、小池晃、山下芳生、市田忠義、緒方靖夫、倉林明子、田村智子、浜野忠夫、紙智子、吉良佳子、穀田恵二、高橋千鶴子、広井暢子、不破哲三及び山添拓の１５名である。なお、嶺政賢、内田裕、小倉忠平、田邊良彦、山村糸子及び渡辺和俊の６名は、中央委員会常任幹部会委員ではないものの、中央委員会幹部会委員である。）。

また、党大会は、党大会の代議員（規約３０条（四）、第２９回大会では約６６０名）で構成される機関・組織であるにもかかわらず、下記ウ以下で述べるとおり、実質的に異議を唱える機会を与えられておらず、大会幹部団から承認を求められたとは到底いえず、上記山下中央委員会幹部会副委員長から虚偽あるいは事実を反する上記説明を前提とする「報告」を受けたに過ぎない。大会代議員らは自分たちが再審査に関与できないことについて、間違った根拠を示され、代議員には再審査につき意見を述べたり議論をしたりすることができないかのような誤解を招く説明をされたことになる。しかも、後述するとおり、異論を唱える蓋然性の高い者は複数名いたものの、上記のような機会を与えることなく報告後に拍手を求めた、というのが実態である。

このように、本件除名処分の再審査については、「党大会」が行うとされる再審査手続につき、実質的に別の機関・組織である「中央委員会」あるいはその構成員の一部の者らが党大会に成り代わって再審査を実施したものであるから、条理に照らし、適正手続に

反するものというべきである。

ウ 本件再審査手続は、党大会の権限規定（規約 20 条）にも適合しない

さらに、党大会の権限規定（規約 20 条）からみても「報告し、承認を求め」という被告の審査方法は不合理である。

党大会は、「中央委員会の報告を受け、その当否を確認する。」（同条（一））、「中央委員会が提案する議案について審議・決定する。」という権限を有するものであるが、「報告し承認をうける」（中央委員会の権限規定に係る 23 条等参照）という権限を有しているものではない。このように、規約 20 条に照らしてみても、本件除名処分の審査については、「当否を確認する」方法によるにせよ、「議案について審議・決定する」方法によるにせよ、異議を唱える時間（異議がある者の挙手等を求める時間）を設けるべきであった。

しかし、上記のとおり、山下芳生中央委員会幹部会副委員長は、そのような時間を設けておらず、報告後、直ちに拍手による「承認」を求めている。このように時間を設けなかったことも、中央委員会が党大会に成り代わって違法に再審査手続を実施したことを根拠付ける事由である。

なお、本件除名処分の再審査につき、上記のとおり「党大会」が行うとされる再審査手続を実質的に「中央委員会」が成り代わって再審査を実施したとしても、上記のとおり、規約 20 条違反がある

というべきである。

**エ 大会代議員で異議を唱える者がいなかったという被告主張も事実
に反する**

被告は、本件除名処分の撤回請求を却下する決定につき、「大会代議員で異議を唱える者はおらず」、大会代議員は拍手により大会幹部団の決定を承認したと述べる（被告準備書面(2) 21頁・第3の4(2)）。

しかし、第29回大会の代議員であれば誰もが目撃したように、同大会の2日目の討論では、神奈川の代議員が登壇し、原告の除名について異議を唱えている。そうであるからこそ、大会の最終日に、田村副委員長（当時）が行った結語では、神奈川の代議員の発言を取り上げ、何分もかけて、「発言内容は極めて重大です」「発言者の姿勢に根本的な問題がある」「あまりにも党员としての主体性を欠き、誠実さを欠く発言だ」と叱責したのである。反論の許されない「結語」でのものであり、Y o u T u b e で全国・全世界に放映・公開されたので、党内外で「パワハラ」とまで批判されることになった。

また、大会はいつも満場一致であるところ、第29回大会では、決議、報告、結語につき、6名の「保留」者が出ている。

このように、本件除名処分の撤回請求を却下する決定につき、「大会代議員で異議を唱える者はおらず」という被告の主張は、明らかに事実と反するものであり、明白な虚構というほかない。

オ 「大会幹部団会議において時間をかけ、慎重に審査」したか否かすらも疑わしい

加えて、「大会幹部団会議において時間をかけ、慎重に審査」したという被告の主張も、具体的な事実関係について一切の立証がなく、どのような方法で審査が行われたのかも明らかでない。本件除名処分に係る再審査の結果に関する報告は、被告第29回大会の2日目に行われたところ、公開された「大会日誌」を見ても、幹部団がいつ会議を開催したのかは記載されていない。

カ 再審査について詳細な手続規定がないことも、何ら被告の違法行為を正当化するものではない

被告は、再審査自体が処分ではなく、その詳細な規定もなく、処分の手続も準用されていない旨の主張をする（被告準備書面(2)16頁）。

しかし、再審査を規定した第55条は、規約の「第11章 規律」で規定されており、規律違反の処分に係る手続の一つであることに変わりはなく、再審査自体が処分ではないという主張は無意味である。また、詳細な規定もないことや、処分の手続が準用されていないことは、上記アのような条理に照らした適正手続違反の違法を何ら正当化することになるものではない。

キ 小括

以上より、規約55条後段に係る手続の違法があるというべきであり、その違法性の程度は適正手続に反する重大なものである

から、本件除名処分は公序良俗（民法 90 条）に反する違法無効なものである。

第 3 本件除名処分の要件該当性に関する被告の主張に対する反論

1 被告は要件の意義も主要事実や評価根拠事実を明らかにしていない

- (1) 被告は、原告が訴状（25～26 頁）において「本件除名処分の根拠となる各事実につき、それぞれ本件各規約のどの要件に該当をするのかを明らかにされたい」と求めたにもかかわらず、「除名処分通知書（甲 2）は、上記①ないし③の『一連の発言及び行為』が、規約第 3 条 4 項、第 5 条 2 項、第 5 条 5 項に違反すると述べているのであり、原告の行為に対する規約の適用関係は十分に明らかにされている」として「求釈明に答える必要はない」と拒絶した（準備書面(2) 22 頁）。
- (2) しかし、原告は、手続の違法として、除名処分通知書（甲 2）の記載が不十分であることを主張しているのではない。本件除名処分が、規約の要件を満たしているのかを、主張立証責任を負う被告に対して求めているにすぎない。
- (3) 被告が本件除名処分は有効であると主張するのであれば、その規約の要件の意義である要件事実と、これに該当する主要事実（抽象的要件なのであれば評価根拠事実）を主張しなければならないのは、民事訴訟における常識である。
- (4) 被告がこれ以上、要件の意義も、これに該当する主要事実も、評価根拠事実も明らかにしないのであれば、裁判所は、弁論主義の第 1 テーゼに基づき、これがないことを前提に、本件除名処分の有効性を審査すべきである。

- (5) なお、原告が求釈明のみならず、進行協議においても繰り返し求めていたこと、訴訟提起から1年が経過していることから、これ以降の主要事実及び評価根拠事実の主張の追加は、もはや時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきである（民事訴訟法157条）。

2 本件除名処分それ自体が公序良俗に反する

- (1) 被告は、原告が、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に処分することは、公序良俗に反するとの主張に対し、「被告において、『党首公選制』は存在しないから、原告の主張はその前提を書く」と主張する（準備書面(2)22頁）。
- (2) しかし、党首公選制が存在しないとしても、規約23条は、被告を代表する幹部会委員長の選出方法について、「中央委員会は、中央委員会幹部会委員と幹部会委員長、幹部会副委員長若干名、書記局長を選出する。また、中央委員会議長を選出することができる。」と定めている。この規約を前提とすれば、幹部会委員長になろうとする者が、中央委員会に対し、自らを選ぶように求めることは、規約上、何ら禁止されていない。
- (3) それどころか、規約3条3項は「すべての指導機関は、選挙によってつくられる」、規約5条3項は「党内で選挙し、選挙される権利がある」と定めており、むしろ選挙があることを前提としている。
- (4) したがって、「党首公選制」が存在するか否かにかかわらず、中央委員会が選出する以上、これを被告が妨害することで原告の立候補の自由を侵害したという事実は覆ることはない。

3 規約5条5項4文は無効である

- (1) 被告は、原告の規約5条5項4文は出版の自由に対する侵害であり、公序良俗に反するとの主張に対し、「政党における結社の自由の保障」を理由に争っている。

- (2) しかし、たとえ被告に結社の自由があるとしても、無制限に公序良俗違反が正当化されることはない。憲法上も保障された利益なのであれば、私法上も法的保護に値する利益なのであり、これを制限することが、社会的許容限度を超えないといえないのであれば、公序良俗違反となる。
- (3) ところが、被告は、単に「結社の自由」を挙げるにとどまり、なぜ出版の自由を制約することが社会的許容限度を超えないのかにつき、その具体的内容を一切明らかにしていない。このように、被告が、「公序良俗違反」の評価障害事実について、具体的な主張をしないのであれば、裁判所は、弁論主義に基づき、原告が主張する評価根拠事実のみをもって、その公序良俗違反を審査するべきである。
- (4) なお、被告は、原告が規約改正にも賛成してきたことを理由に「規約違反を理由に除名処分の無効を主張する資格はない」とも主張するが、かかる主張は本件の帰趨に関係の無いものである。

4 規約3条は党员には適用されない

- (1) 被告は、原告が「党内に派閥・分派はつぐらない」と定める規約3条4項について、規約48条が「規約とその精神に反する行為」を規律違反行為として定めていることを理由に、本件除名処分の根拠となると主張する（準備書面(2)23頁）。
- (2) しかし、規約48条の「その精神に反する行為」とは、党员に適用される規約の明文に違反しなくとも、その精神に違反する場合をいうのであって、党员の権利と義務を定めたものですらない規約3条の適用範囲を拡張するものではない。
- (3) 除名処分は、規約54条第1文が「もっとも慎重におこなわなくてはならない」と定めるのであるから、被告が主張するような無限

定な拡大解釈は許されない。

5 本件各規約の処分要件を満たさない

(1) 被告は処分要件の意義を明らかにしていない

ア 被告は、自らの規約であるにもかかわらず、原告の「分派」（規約3条4項）にも、「党に敵対する行為」（規約5条2項）に該当しないとの主張に対し、単に「争う」とするのみであり、「分派」の定義も、「敵対する行為」の定義も示していない。また、「分派」や「敵対する行為」の評価根拠事実についても、何ら明らかにしていない。

イ また、被告は、除名処分の要件である「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」との要件（規約48条）、「もっとも慎重におこなわなくてはならない」との要件（規約54条第1文）についても、同様に「争う」と主張するにとどまり（準備書面(2)25頁）、やはり評価根拠事実も主張していない。

ウ こうした主張態度は、「事実にもとづいて慎重におこなわなくてはならない」との要件（規約49条）を満たさない。

エ 上記1(3)及び(4)のとおり、被告が要件事実も、主要事実も、評価根拠事実も明らかにしない以上、裁判所は、これがないことを前提に、本件除名処分の有効性を審査すべきである。

(2) 5条5項に該当しない

ア 党首公選制を禁止する「党の決定」は存在しない

(ア) 党首公選制について、被告は、「党首公選制をとらない規約自体が党大会の決定」であるとする。

(イ) しかし、規約が党首公選制を定めていないことと、規約が「党首公選制をしない」と定めていることとは、全く別の事実である。後者であれば「党の決定」があるといえるが、前者であれ

ば「党の決定」が存在しない状態にすぎず、「党の決定」がある
とまではいえない。

(ウ) 実質的にも、規約 23 条は「中央委員会」に幹部会委員長の
選出権限を与えているにすぎず、その決定プロセスをどのよう
に定めるべきか、何ら規約に定められていない。したがって、
決定プロセスの中に党首公選を組み入れることは規約上も十
分に可能である。

(エ) それどころか、規約 3 条 3 項は「すべての指導機関は、選挙
によってつくられる」、規約 5 条 3 項は「党内で選挙し、選挙
される権利がある」と定めており、むしろ選挙があることを前
提としている。

(オ) したがって、「党首公選制をしない」という「党の決定」は
存在しない。

イ 核抑止拔きの専守防衛論を禁止する「党の決定」も存在しない

(ア) 核抑止拔きの専守防衛論について、被告は、「党の綱領及び
基本政策として、安保条約の廃棄と自衛隊違憲論を堅持してお
り、この路線は、大会ごとに確認されている」と主張するが、
未だに、いつ開催された、どの大会における、どの決議を意味
しているか、綱領のどの部分に記載されているのかを一切明ら
かにしていない。

(イ) そもそも、「綱領」でも、各種の「大会決定」でも、これま
で一度も「基本政策」の用語は使われていない。それどころか、
「マルクスも戦後の日本共産党も、基本政策として自衛を重視
することと、将来の理想として軍隊のない社会を目指すことは
矛盾しないと考えていた」のであり（乙 6・5 頁）、被告自身

も、「安保廃棄・自衛隊解消」といいながらも、直ちにその実現を求めている（本件書籍（甲 1）223 頁）。したがって、「安保廃棄・自衛隊解消」を共産党の基本政策とする「党の決定」は存在しない。なぜ被告が「基本政策として、安保条約の廃棄と自衛隊違憲論を堅持しており」と主張できるのか、その根拠は不明というほかない。

(ウ) また、仮に、こうした「党の決定」があるのであれば、2015 年 10 月 15 日になされた「自衛隊を活用することは当然のことです」、「その時（「日本有事」）には、安保条約第 5 条で対応します」との志位氏の発言が、なぜ「党の決定」に反しないのかについても、一向に明らかにされていない。

(エ) 上記(イ)の評価障害事実があるところ、未だにこれを覆す評価根拠事実が被告から主張されていない以上、本件除名処分のうち、核抑止抜き専守防衛論に関する「党の決定」が存在するとの要件が存在しないことは明らかである。

(3) 結論

したがって、本件除名処分が、処分要件を満たさないことは明らかである。

第 4 「第 5 損害賠償（名誉毀損）に関する変更後の原告の主張に対する反論」

原告第 5 準備書面で主張のとおりである。

以上